

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する 中和土木事務所の状況について

令和2年4月16日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言により、全都道府県が対象とされたことを受け、県は、4月17日に奈良県対処方針を発表しました。

県の方針を受け4月23日より中和土木事務所においては、感染拡大の抑制と業務の維持・継続を図り、業務が完全に停止することがないように、複数班体制による交代制勤務を実施し、業務を継続できる対応をとってまいりましたが、この度、本県の緊急事態宣言が解除され、通常の勤務体制に戻すことといたしました。

しかしながら、感染リスクを軽減するため、引き続き、他の執務室に職員を分散し業務を行いますので、ご不便ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月14日

中和土木事務所長